

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月4日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編制（第3条関係）								別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編制（第3条関係）							
学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程	
		学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数			学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数
[略]								[略]							
岩手県立南昌みらい高等学校		普通科	28	[略]				岩手県立南昌みらい高等学校		普通科	26	[略]			
		体育科	2							体育科	1				
[略]								[略]							
岩手県立北上翔南高等学校		総合学科	14	[略]				岩手県立北上翔南高等学校		総合学科	13	[略]			
[略]								[略]							
岩手県立西和賀高等学校		普通科	4	[略]				岩手県立西和賀高等学校		普通科	5	[略]			
[略]								[略]							
岩手県立前沢高等学校		普通科	4	[略]				岩手県立前沢高等学校		普通科	3	[略]			
岩手県立金ヶ崎高等学校		普通科	6	[略]				岩手県立金ヶ崎高等学校		普通科	5	[略]			
[略]								[略]							
岩手県立大東		普通科	6	[略]				岩手県立大東		普通科	5	[略]			
		[略]	[略]							[略]	[略]				

